

自由型期日指定定期預金

はくさん信用金庫
令和2年9月7日現在

1. 商品名	自由型期日指定定期預金												
2. 販売対象	個人専用												
3. 期間	<p>◆最長預入期間3年(据置期間1年)</p> <p>◆満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヶ月前までに通知が必要です。</p> <p>◆預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いができます。</p>												
4. 預入													
預入方法	一括預入												
預入金額	100円以上 300万円未満												
預入単位	1円単位												
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。												
6. 利息													
適用金利	<p>◆固定金利</p> <p>預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</p>												
計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算												
利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。												
7. 税金	◆お利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)												
8. 手数料	—												
9. 付加できる特約事項	<p>◆総合口座のお取扱い</p> <p>総合口座へお預け入れになりますと、最高300万円(ただし、預入定期預金の額の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます。</p> <p>貸越利率 → 担保定期預金の「2年以上」の約定利率+0.5%</p> <p>◆マル優のお取扱い</p> <p>マル優の適用を受けられる方は 350万円まで非課税でご利用いただけます。</p>												
10. 中途解約時のお取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について下記の預入期間に応じた利率により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払します。</p> <table border="0"> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>普通預金利息</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	6ヶ月未満	普通預金利息	6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%
6ヶ月未満	普通預金利息												
6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%												
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%												
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%												
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%												
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%												
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。												
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>◆苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(8:45~17:00、電話:076-233-1175)にお申し出ください。</p> <p>なお、当金庫のほかに、全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)または北陸地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:076-261-2836)でも苦情等のお申し出を受け付けています。</p> <p>◆紛争解決措置</p> <p>金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等での紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記リスク管理部または各しんきん相談所にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>												
13. その他参考となる事項	<p>◆満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>◆満期日のご指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</p> <p>◆据置期間経過後は1万円以上の元本について一部お払出しが可能です。</p> <p>◆預金保険制度の付保対象預金です。</p> <p>平成17年4月以降は決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)に該当するものを除くすべての付保対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p>												